

# 東京都立第三商業学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

校長 決定

## 1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 本校生活指導部がその窓口となり、組織的な対応を通していじめの根絶を図る。
- (2) 学校いじめ防止基本方針を策定する。
- (3) 学級担任による問題を抱えた生徒への積極的な働きかけを行う。
- (4) S Cを含めた学校サポートチームを設置する。

## 2 学校及び教職員の責務

学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に努めるとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると疑われるときは、適切かつ迅速に対処する。

## 3 いじめ防止等のための組織

### (1) 学校いじめ対策委員会

#### ア 設置の目的

学校全体で組織的にいじめの根絶及び防止を図るため、学校いじめ対策委員会を設置する。

#### イ 所掌事項

- いじめに関する情報収集
- 生活指導・生徒支援体制の企画・立案
- 生徒への指導・支援の実施
- 保護者との連携
- 関係機関との連携

#### ウ 会議

原則として月1～2回、また必要に応じて適宜開催する。

#### エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、各分掌主任、養護教諭、S C

### (2) 学校サポートチーム

#### ア 設置の目的

問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取り組みを進めるために設置する。

#### イ 所掌事項

- 学校の状況把握
- 相談体制の整備
- 問題行動への対応と助言

## ウ 会議

原則として月1～2回、また必要に応じて適宜開催する。

## エ 委員構成

生活指導部主任、担当教員、保護者、SC、スクールサポーター  
その他校長が必要と認める者。

## 4 段階に応じた具体的な取組

### (1) 未然防止のための取組

- ア 学校いじめ対策委員会の設置
- イ 学級担任による問題を抱えた子供への働きかけに関する具体的対応
- ウ 学校サポートチームからの助言
- エ いじめ防止に関する研修の実施
- オ 生徒会等による主体的な取組への支援

### (2) 早期発見のための取組

- ア 全教員による校内巡回等を通じた生徒の観察
- イ SCによる全員面接
- ウ 定期的な個人面談
- エ 子供の行動記録、ファイリングの実施
- オ 「いじめ発見のチェックシート」の活用

### (3) 早期対応のための取組

- ア 把握した情報に基づく対応
- イ 被害の子供の安全確保とケア
- ウ 加害の子供に対する指導
- エ いじめを伝えた子供の安全確保
- オ 東京都教育委員会作成の「いじめ防止カード」の活用

### (4) 重大事態への対処

- ア 被害の生徒の教員による保護
- イ SCによるケア
- ウ 加害生徒の警察、児童相談所への相談、通報
- エ 学校サポートチームによる対応と助言
- オ PTAの活用や保護者会の実施

## 5 教職員研修計画

- (1) 年3回以上の研修実施計画
- (2) SCを講師としたいじめに関する事例研究

## 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校便りや保護者会の活用
- (2) 保護者相談の実施

## 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 警察・児童相談所・子ども家庭センター等との日常的な連携
- (2) 学校サポートチームの活用
- (3) 警察への通報

## 8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校運営連絡協議会評価委員会によるいじめ防止に係る学校評価を実施する。
- (2) 評価結果に基づく改善策を学校経営計画に反映する。
- (3) 学校経営報告にいじめ防止の取り組み状況を報告するとともに、次年度の本基本方針の改善に生かす。